# 第98期定時株主総会招集ご通知に関してのインターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)

## 伏木海陸運送株式会社

「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレスhttp://www.fkk-toyama.co.jp)に掲載することにより株主のみなさまに提供しております。

#### 連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
  - (1) 連結の範囲に関する事項

子会社のうち次に示す12社を連結の範囲に含めています。

伏木貨物自動車株式会社 北陸日本海油送株式会社 FKKエンジニアリング株式会社 富山太平洋物流株式会社

FKKサポート株式会社 FKKエアーサービス株式会社

日本海シーランド株式会社 高岡鉄道産業株式会社

チューゲキ株式会社 山口株式会社

株式会社丸共組 山口ニット株式会社

子会社のうちタイヨーニット株式会社及び伏木富山新港木材荷役組合は、小規模会社であり、 合計総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等(持分に見合う額)はいずれも連結計算書類 に重要性が乏しいので連結の範囲に含まれておりません。

なお、前連結会計年度において連結子会社でありました伏木共同防災株式会社は清算したため、連結の範囲から除いております。

また、株式会社FKKエンタープライズについては、平成26年7月1日付でチューゲキ株式会社と合併したため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

関連会社のうち次に示す7社に持分法を適用いたしております。

吉久株式会社 新光硝子工業株式会社

北陸海事株式会社 日本海産業株式会社 株式会社伏木ポートサービス 新湊観光開発株式会社

氷見観光開発株式会社

また、関連会社のうち富山県対岸貿易協同組合及び伏木富山港港湾運送事業協同組合はそれぞれ当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲に含めておりません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち伏木貨物自動車株式会社、FKKサポート株式会社、FKKエアーサービス 株式会社、日本海シーランド株式会社、山口株式会社は6月30日で連結決算日と一致しておりま す。

北陸日本海油送株式会社、FKKエンジニアリング株式会社他3社の決算日は3月31日であり、3月31日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

チューゲキ株式会社及び山口ニット株式会社の決算日は3月31日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、6月30日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

- (4) 会計処理基準に関する事項
  - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
    - (a) その他有価証券

時価のあるものは当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないものは移動平均法による原価法により評価しております。

#### (b) たな知資産

製品・仕掛品・原材料は先入先出法による原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に 基づく簿価切り下げの方法)によっております。

その他については、最終仕入原価法(連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
  - (a) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

(b) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(c) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
  - (a) 賞与引当金

連結子会社の一部は従業員の賞与の支給に充てるため支給見込額に基づき計上しております。

(b) 貸倒引当金

一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(c) 退職給付に係る負債

従業員の退職金給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末日において、発生していると認められる額を計上しております。

数理計算上の差異は、翌連結会計年度に費用処理することにしております。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により償却しております。

(d) 役員退職慰労引当金

当社及び連結子会社の一部は、役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末 要支給額を計上しております。

(e) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

#### 2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が189,136千円増加し、利益剰余金が122,220千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

#### 3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) ① 担保に提供している資産

預金89,000千円建物・構築物及び機械1,475,748千円土地5,952,291千円投資有価証券596,198千円

② 上記に対応する債務

(3) 受取手形裏書譲渡高

 買掛金
 1,852千円

 短期借入金
 460,000千円

 一年以内返済予定長期借入金
 1,893,095千円

 長期借入金
 3,574,133千円

 (2) 減価償却累計額
 9,154,542千円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数 普通株式

13,077,000株

101,959千円

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年9月26日 定時株主総会	普通株式	45, 460	3. 50	平成26年6月30日	平成26年9月29日
平成27年2月12日 取締役会	普通株式	38, 964	3. 00	平成26年12月31日	平成27年3月10日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

1	決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準	i H	効力発生日
		9月25日 主総会	普通株式	利益剰余金	38, 961	3.00	平成27年	6月30日	平成27年9月28日

#### 5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
  - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入れや社債発行によっておりますが、設備投資計画の状況により銀行以外の金融機関(リース会社等)による金融調達も行う方針であります。デリバティブは、実需に伴う取引に限定して実施し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されているものがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、3か月以内の支払期日であります。

借入金、社債は、通常の運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、 支払期日に支払いを実行できなくなるリスクに晒されております。償還期間については、決算 日後、最長で5年となっております。

重要なデリバティブ取引は、行っておりません。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
- (a) 信用リスク(取引先の契約不覆行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、経理部門において取引先の 債権回収を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに財務状 況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況を把握し、関係する役員へ報告する体制をとっております。

- (c) 資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク) の管理 営業債務や借入金、社債及びその他有利子負債は、流動性リスクに晒されておりますが、 当社総務部において、適時、資金繰計画を作成・更新し、資金利用の効率化と金利負担の軽 減を図っております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、 異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2参照)

	連結貸借対照表計 上 額	時 価	差額
① 現金及び預金	1, 842, 101	1, 842, 101	
② 受取手形及び売掛金	2, 498, 436	2, 498, 436	_
③ 投資有価証券			
その他有価証券	1, 132, 523	1, 132, 523	_
④ 長期貸付金	765, 050	765, 033	△16
資 産 計	6, 238, 111	6, 238, 095	△16
① 支払手形及び買掛金	1, 205, 407	1, 205, 407	_
② 短期借入金	820, 500	820, 500	_
③ 長期借入金(1年内返済予定分含む)	6, 565, 287	6, 567, 611	2, 324
④ 社債(1年内償還予定分含む)	567, 500	562, 640	△4, 859
負 債 計	9, 158, 694	9, 156, 159	△2, 534

#### (注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

#### 資産

- ① 現金及び預金ならびに ② 受取手形及び売掛金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- ③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

④ 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しています。また、貸倒懸念債権につきましては、担保または保証による回収見込額等により算定いたしております。

#### 負債

- ① 支払手形及び買掛金
  - これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。
- ② 短期借入金

短期借入金は、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金及び ④ 社債

これらの時価については、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時 価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によ るものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現 在価値により算定しております。 (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	
非上場株式	1, 426, 623	
預り保証金	999, 683	

- \*1 非上場株式につきましては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められる ため、時価開示の対象としておりません。
- \*2 預り保証金は主に、チューゲキ株式会社が各取引先に不動産を賃貸する際の預り敷金であり、 返還の時期を算定することは困難であることから、合理的にキャッシュ・フローを見積ること が難しいため、時価開示の対象としておりません。
- 6. 賃貸等不動産に関する注記
  - (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社及び一部の子会社では、東京都及び富山県において、賃貸用の土地及び施設を有しております。
  - (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時価
4, 712, 481	5, 183, 436

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
  - 2. 当連結会計年度末の時価は、主要な不動産については、不動産鑑定士の鑑定評価、その他については、路線価に基づき評価いたしております。
- 7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

617円18銭

(2) 1株当たり当期純利益

25円10銭

- 8. 企業結合に関する注記 該当事項はありません。
- 9. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

#### 10. 追加情報

(税効果会計に使用する法定実効税率の変更)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する法律」が公布され、平成27年4月1日以後開始する連結会計年度から、法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年7月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は20,581千円減少し、法人税等調整額の影響額は軽微であります。

#### 11. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

#### 個別注記表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
  - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
    - ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
    - ② その他有価証券
      - (a) 時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売 却原価は移動平均法により算定)によっております。

(b) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)によっております。

- (3) 固定資産の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)については定額法によっております。

② リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とするリース期間定額法を採用しております。 なお、該当する取引はありません。

③ 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- (4) 引当金の計上基準
  - ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額 に基づき当期末において発生していると認められる額を計上しております。

(a) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

(b) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、翌期に費用処理することにいたしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により償却しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜きの会計処理を行っております。

#### 2. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計 基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平 成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職 給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務 費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映し た単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っ て、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益 剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が189,136千円増加し、繰越利益剰余金が122,220 千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益、税引前当期純利益及び1株当た り情報に与える影響は、軽微であります。

#### 3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保及び対応する債務
  - ① 担保に供している資産

	建	物	313,988千円
	土	地	2, 495, 821千円
	投資有信	<b> 正</b>	596, 198千円
② 上記に対応す	上る債務		
	短期借入	金	410,000千円
	一年以内	可返済予定長期借入金	824,971千円
	長期借力	金	1,531,102千円
(2) 減価償却累計額	頂		6, 266, 705千円
(3) 関係会社に関す	する 金銭債	<b>賃権又は金銭債務</b>	
	売 掛	金	9,874千円
	買 掛	金	189,467千円
(4) 債務保証			
	FKK=	ニアーサービス株式会社	50,000千円
	北陸日2	<b>下海油送株式会社</b>	51,200千円
(5) 手形裏書譲渡福	与		226,610千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社に関する項目 売上高 60,270千円 営業費用 1,570,817千円 受取利息 7,286千円 受取配当金 31,671千円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 89,669株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### 繰延税金資産

事	業	税	7,626千円
退	職給付引当	金	238,024千円
投	資有価証券株式評価	損	71,058千円
貸	倒 引 当	金	452,837千円
役	員退職慰労引当	金	29,936千円
そ	$\mathcal{O}$	他	33,074千円
繰	延税金資産小	計	832,558千円
評	価 性 引 当	額	△553,066千円
繰	延税金資産合	計	279, 491千円
燥延	税金負債		
固	定資産圧縮積立	金	28,751千円
そ	の他有価証券評価差額	i金	171,957千円
繰	延税金負債合	計	200,709千円
繰	延税金資産の純	額	78,782千円

### 7. リースにより使用する固定資産に関する注記

内容の重要性が乏しく契約 1 件当たりの金額が少額なリース取引でありますので、注記内容の記載を省略しております。

#### 8. 関連当事者との取引に関する注記

関連当事者の名称 氷見観光開発株式会社

関連当事者と当社との関係 持分法適用関連会社

議決権の所有割合 直接 24.73% 間接 2.69%

取引の内容 株式会社北陸銀行借入金返済資金等を含めた運転資金の貸付

取引金額

当期貸付 55,000千円

期末残高

短期貸付金

3,600千円

4,500千円

長期貸付金

当期回収

2,197,100千円

- (注) 1. 長期貸付金のうち、1,271,700千円については、現在0.5%の利率で融資しております。 (当期中の受取利息7,286千円)
  - 2. 長期貸付金のうち、929,000千円 (うち短期貸付金表示3,600千円を含む。) は再建支援 のため無利子であります。また毎月300千円の返済を受けております。
- 9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

467円41銭

(2) 1株当たり当期純利益

7円24銭

10. 重要な後発事象に関する注記 該当事項はありません。

#### 11. 追加情報

(税効果会計に使用する法定実効税率の変更)

平成27年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」および「地方税法等の一部を改正する 法律」が公布され、平成27年4月1日以後開始する事業年度から、法人税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年7月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.83%に、平成28年7月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.06%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は6,189千円減少し、法人税等調整額が24,354千円増加しております。

#### 12. その他の注記

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。